

芽室町公共施設等再生可能エネルギー設備導入調査業務委託 業務仕様書

1 業務名

芽室町公共施設等再生可能エネルギー設備導入調査業務委託

2 目的

本業務は、本町の2050年ゼロカーボンを見据え、公共施設への太陽光発電設備等の導入を計画的・段階的に進めるための調査・分析を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年1月15日(水)まで

4 委託金額

11,341,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む)

5 業務内容

本業務は、「令和5年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」を活用することとしているため、業務内容については、同交付規程等に基づく内容とし、概要は次のとおりとするが、詳細はプロポーザルにより提案された企画提案書及び契約時の協議により決定する。

(1)導入候補施設の選定

本業務の対象施設は、別添資料のとおりとする。

(2)導入候補施設の情報収集・現地調査の実施

導入候補施設の情報収集・現地調査を実施し、考慮すべき地域特性、環境特性等の発電設備導入に必要な情報の整理を行う。

(3)導入案の検討

導入候補施設について、以下の内容を調査検討し、導入案を作成する。

- ①太陽光発電設備等の導入可能性の有無
- ②太陽光発電設備等の導入に当たり生じる課題の整理
- ③導入可能性の高い発電設備の負荷の調査、種類及び容量の検討
- ④発電量、日射量、導入可能量、CO₂削減量等の試算
- ⑤導入設備の配置案の作成(余剰電力の状況によっては蓄電池の設置を検討)
- ⑥導入設備を活用した採算性の見合う事業案の提案
- ⑦設置、施工及びその他導入にかかる費用、収支及びランニングコストの費用対効果等の概算額の試算

(4)詳細調査を実施する施設の選定

導入候補施設のうち、導入可能性のある施設を最大限選定する。

(5) 詳細調査実施施設における事業スキームの検討

詳細調査を実施する施設で選定した詳細調査実施施設について、以下の内容の調査検討を実施する。

- ①導入手法(PPA事業、リース等)の検討
- ②導入による地域経済・社会にもたらす効果等の分析
- ③事業採算性の評価
- ④事業化に向けたロードマップの作製・概略図作成・概算工事費算出・事業スキームの検討

(6) 打ち合わせ

- ①業務全体にかかる打ち合わせは、業務着手から成果品納入まで計4回程度実施するものとする。ただし、臨時的な打ち合わせや調整は必要に応じて適宜実施するものとする。
- ②実施方法は、原則、芽室町役場庁舎で対面とするが、状況に応じてオンラインでの打ち合わせも可とする。

(7) その他事項

上記の業務のほか、委託金額の範囲内で、受注者の提案により本事業に有益と思われる事項がある場合に実施する。

6 個人情報の保護

本業務により取得した個人情報については、個人情報保護法等関係法令に基づき取り扱うこと。

7 再委託

受託者は、本業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ本町の承諾を得たときは、この限りではない。なお、本町の承諾を得る場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて本町に申請しなければならない。

8 機密保持

- (1)受託者は業務の遂行による個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法等関連法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (2)業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

9 資料の貸与

本町は、本業務の遂行上必要な又は利用可能な資料で、本町が所有しているものについ

ては貸与する。この場合、受託者は貸与されたリストを作成して本町へ提出し、業務終了後、速やかに返却するものとする。

10 成果品

- (1)調査報告書:1部
- (2)調査報告書概要版:1部
- (3)調査報告書等の電子データ(CD-R等):1枚
- (4)調査関連データー式(CD-R等):1枚
- (5)その他町が必要と認め指定するもの

11 その他

- (1)本業務の実施に当たっては、本町と必要十分な協議及び打ち合わせを行い、その指示に従って業務を遂行すること。
- (2)本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし、予算の範囲内において、目的達成のため、より効率的、効果的な意見等があれば提案すること。
- (3)本業務において使用する図表やデータ、画像等の著作権・仕様検討の権利は、受託者において使用許諾契約等の手続きを行うこと。なお、手続きの不備等により、著作権等の権利を侵害した場合等は、その一切の責任を受託者が負うこととする。
- (4)町に提出された企画提案書等について、業務を受託した業者またはその著作者はその内容の全部または一部を本町が無償で使用(複製、転記、転写または修正)することに同意するものとする。
- (5)本業務における成果品および中間生成物に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に定められた権利を含む。)は、業務受渡した時点で、本町に帰属するものとする。また、成果品は、本町が公表する製作物等に自由に使用できるものとし、受託者ならびに著作者は、町及び町が指定する第三者に対して、著作者人格権行使しないものとする。
- (6)本仕様書及び実施要領等に定めのない事項については、本町と協議の上、決定する。

本仕様書は、本町が本業務の実施に当たって必要と思われる内容を基準として示したものであり、必ずしも本仕様書に記載された内容に限られるものではありません。本事業は、「令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用して実施するものですが、より効率的、効率的、経済的な手法や責事業者の判断で必要と思われる事項があれば、同補助金交付規程等の要件を逸脱しない範囲で、積極的な提案をお願いいたします。

【別添資料】

No	施設名	所在地
1	保健福祉センター（あいあい21）	東4条4丁目5番地
2	芽室町浄水場	東3条南5丁目1番地
3	南平和浄水場	平和西15線33番地9
4	給食センター	東7条南3丁目1番地
5	めむろ駅前プラザ（めむろーど）	本通1丁目19番地
6	めむろステーションギャラリー	本通1丁目9番地
7	美生簡易水道浄水場	中美生4線29番地
8	ふるさと歴史館	美生2線38番地15
9	ふるさと交流センター	上美生4線32番地19
10	上美生浄水場	上美生7線43番地4
11	上美生処理場	上美生3線30番地4
12	芽室町健康プラザ	西3条南6丁目1番地
13	南地区コミュニティセンター	西2条南6丁目1番地
14	東めむろ地区コミュニティセンター	東めむろ2条北1丁目4番地7
15	芽室小学校	東4条南2丁目1番地
16	芽室西小学校	西3条6丁目2番地
17	芽室南小学校	新生南6線25番地
18	上美生小学校	上美生4線38番地
19	芽室中学校	東6条南3丁目1番地
20	芽室西中学校	芽室南2線30番地
21	上美生中学校	上美生5線31番地5
22	芽室町総合体育館	東3条8丁目
23	ひだまり保育所	新生南6線25番地1
24	めむろ子どもセンター	東4条南4丁目1番地
25	めむろ西子どもセンター	西4条4丁目1番地
26	西地区コミュニティセンター	西6条5丁目1番地